

学校運営協議会と合同で研修会を開催！

平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、全ての学校において学校運営協議会（＊コミュニティ・スクール）を設置することが、教育委員会の努力義務となりました。学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されています。このようなことから、本年度の地域学校協働本部事業の研修会は、学校運営協議会と合同で行うこととし、8月20日（火）に開催しました。

講師には文部科学省CSマイスターの四柳 千夏子先生をお招きし、「学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進について」をテーマにご講話をいただきました。四柳先生は三鷹市でコミュニティ・スクールに関わり、その豊富な実践経験のお話しなどを交えながら、学校と地域はよきパートナーであり、その関係は支援ではなく協働であることや、話し合いの場（熟議）を設けることが大切であり、学校や地域の課題を解決するための有効な手段になることなどのご講話をいただきました。後半は模擬熟議を行い、その方法を実際に参加者が体験する形式で進みました。

アンケートの結果では、全員が「とてもよかった」、または「よかった」と回答していました。また、模擬熟議についても好意的なご意見等をいただきました。この研修会で得たことを今後の活動に生かし、学校運営協議会を導入する学校が増え、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進を図っていきたいと思います。

（注）＊コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと。



【講師の 四柳 千夏子 先生】



【講話のときの参加者の様子

参加者は56名】



【模擬熟議の様子】



【四柳先生が参加者からいただいた考えを集約し総括している様子】